

○防衛省告示第六十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであつた着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十七年三月三十日

防衛大臣 中谷 元

「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」に改める。

第一号中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」に改め、第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。